

### Q5-3. 全民健康保険制度(従業員)の範囲と会社負担について。

台湾には、全民健康保険(中央管轄官庁: 行政院衛生署、主な準拠法令: 全民健康保険法)という健康保険制度があり、病気、けが等により医療費を支払った保険加入者に対し、保険料が給付されます。台湾籍の有無にかかわらず、台湾に居留しているほぼ全ての人が、被保険者あるいは被扶養者として全民健康保険へ加入しなければなりません。加入対象者は、以下の通りです。

#### ■ 加入対象者

##### 1 台湾籍を有し、以下のうちいずれか1つを満たす者(全民健康保険法第8条)

- (1) 直近2年間に全民健康保険に加入した記録があり、かつ台湾に戸籍を有している者、あるいは直近6ヶ月間継続して台湾に戸籍を有している者
- (2) 台湾に戸籍を有し、以下のいずれかに該当する者
  - ① 政府機関、公私立学校の専任有給職員、公務員
  - ② 公民営事業および機構の職員
  - ③ 上記①・②以外の一定の雇用者がいる労働者
  - ④ 台湾で生まれた新生児
  - ⑤ 公務で台湾外に駐在する政府機関職員およびその配偶者と子女

ただし、過去に全民健康保険に加入した記録があり改正後全民健康保険法施行前に既に出国している者がその後初めて帰国したときが施行後1年以内である場合、戸籍を設ければ6ヶ月の制限を受けずに全民健康保険に再加入することができます(同法第8条第2項)。

##### 2 台湾籍を有していない場合でも、台湾における居留証明(日本人の場合、外国人居留証)を所持していて、かつ以下の資格のいずれかを満たす者は、被保険者あるいは被扶養者として、全民健康保険へ加入しなければなりません(同法第9条)。

- (1) 台湾の居留期間が6ヶ月以上経過している者
- (2) 一定の雇用者がいる労働者

一方、以下の者は、全民健康保険に加入できません(同法第13条)。

- (1) 6ヶ月以上失踪している者
- (2) 上記1.および2.に該当しない者

#### ■ 一般保険料

2013年1月1日より全民健康保険料率が5.17%から4.91%に引き下げられました。また、標準報酬月額最低等級額も同様に引き下げられました。さらに、改正前は標準報酬月額5万600台湾元以下の場合、政府が本人負担の一部を補助していましたが、改正後は政府負担は一律10%となりました。以下の表にて具体的数値をご確認ください。なお、標準報酬月額とは、支払うべき保険料を計算するにあたって計算の基礎となる各従業員の標準的な給与月額をいい、中央健康保険局に届け出る必要があります。

標準報酬月額	最低等級	労働者NT\$17,880、責任者NT\$34,800
	最高等級	労働者および責任者ともにNT\$182,000
負担割合	労働者	本人負担30%、事業主負担60%、政府負担10%
	責任者	全額本人負担(※)

毎月健康保険局から各社宛に、事前に届出した「標準報酬月額等情報」に基づき計算された一般保険料の納付書が送付されます。事業主(会社)は被保険者(個人)の負担分についても各個人の給与から徴収(天引き)し、まとめて納付することになります。

【一般保険料の計算式】

対象	計算式
事業主(会社)負担	<p>◆ 従業員1人当たりの標準報酬月額×一般保険料率×負担割合×(1+平均扶養家族数)</p> <p>(注:平均扶養家族数は現在0.7とされており、実際の扶養家族数とは無関係に一律0.7人で計算する。)</p>
被保険者(個人)負担	<p>◆ 標準報酬月額×一般保険料率×負担割合×(1+扶養家族数)</p> <p>(注:扶養家族数は実際の人数で、3人を上限とする。)</p>

■ 追加保険料(第2世代健康保険)

2013年から、一般保険料に加え、標準報酬月額に反映されていないその他の所得に対して追加的な保険料の徴収が始まりました。追加的な保険料は、事業主(会社)負担分と被保険者(個人)負担分の2つに大きく分けることができます。

1 事業主(会社)負担分の追加保険料

以下の計算式の通り、その月々の支払給与総額が中央健康保険局に届け出ている毎月の標準報酬月額の総額を超過した場合に、その超過額に対して事業主(会社)負担の追加保険料が発生します。追加保険料は毎月計算し、一般保険料とともに納付することになります。ここで、支払給与総額とは、事業主(会社)が実際に支払う給与総額をいいます。なお、マイナスになる場合は追加保険料は発生しません。

【追加保険料計算式】

$\text{追加保険料} = (\text{支払給与総額} - \text{従業員の標準報酬月額総額}) \times \text{追加保険料}(2\%)$
---

2 被保険者(個人)負担分の追加保険料

被保険者(個人)負担分の追加の保険料は、以下の6種類の所得を対象として計算されます。

項目	説明
1. 高額の賞与	年間賞与・手当(賞与及び従業員特別賞与等)支給額のうち、中央健康保険局に届け出ている標準報酬月額の4倍を超える額
2. 兼業による収入	兼業している人へ支払う給与所得(中央健康保険局に標準報酬月額として届け出ているものは除く)

3. 顧問報酬	会社から会計士・弁護士・医師等個人へ支払われる顧問報酬(中央健康保険局に標準報酬月額として届け出ているものは除く)
4. 配当所得(受取配当金)	個人株主に分配される受取配当金
5. 利子所得(受取利息)	会社から個人に支給される国債、社債、金融債券、預金、貸付金等の利息
6. 賃貸料収入	会社から個人に支払われる賃借料

追加保険料を負担するのは被保険者である個人ですが、保険料の徴収義務者は所得税の源泉徴収義務者とされていますので、当該所得を支払う会社となります。事業主(会社)は追加保険料を計算し、あらかじめ保険料を控除して支払いを行うこととなります。そして、支払日の翌月末までに中央健康保険局に納付しなくてはなりません。

**【追加保険料計算式】**

$\text{追加保険料} = \text{対象となる所得} \times \text{追加保険料率}(\%)$
--

※追加保険料率は現在 2%

なお、被保険者(個人)が1回あたりに受取る所得が NT\$5,000 未満であれば追加保険料の納付は不要となります。一方、1回あたりに受取る所得が NT\$1,000 万を超える場合、NT\$1,000 万を超えた部分の追加保険料は不要となります。

**お願い:**

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwCLegal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。